

経営状況分析を申請される皆様へ

# 経営状況分析申請ガイド

令和7年4月1日

登録経営状況分析機関（登録番号7）  
株式会社北海道経営情報センター

本ガイドは、北海道経営情報センターへの経営状況分析申請の手続きについて説明を掲載しています。ご不明な点につきましては当社までお問い合わせください。

## 経営状況分析申請の方法

### (書類の準備)

経営状況分析申請に必要な書類については、経営状況分析の申請に必要な提出書類一覧 (P.4) をご覧ください。

### (分析手数料のお支払い)

経営状況分析申請では、あらかじめ経営状況分析手数料のお支払いをお願いいたします。直接下記の口座あてに ATM やオンラインバンキングからお振込みいただくか、当社窓口で申請書の提出の際に現金でお支払いください。

経営状況分析手数料	13,500 円 (税込)
-----------	---------------

振込票やレシートまたはオンラインバンキングの取引明細のコピーを提出してください。代理人による複数申請分の一括払込みの際には、払込日、払込先と申請者名をお知らせください。当社は適格請求書等保存方式(インボイス制度)にかかる分析手数料の領収証を発行し、経営状況分析結果通知書に同封いたします。

経営状況分析手数料の振込先口座 (口座名義 (株)北海道経営情報センター)

郵便局振替口座	02760-1-94182
三菱 UFJ 銀行	札幌中央支店 (普)4881211
北海道銀行	東札幌支店 (普)0921126
北洋銀行	南郷通支店 (普)3588379

払込手数料は払込人負担でお願いします。

### (申請書類の提出)

経営状況分析申請の際は、申請書類を郵送または電子申請サービスを使用して提出してください。電子メールや FAX による申請書類の提出は受け付けていませんのでご注意ください。

#### (1) 書類の郵送先、受付先

〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌 1 条 4 丁目 8-1 株式会社北海道経営情報センター
--

郵送方法や封筒、パッケージの指定はありません。

#### (2) 電子申請サービス

経営状況分析の申請に必要な書類の送付を郵便等にかわって電子データとしてインターネットを利用して送信する方法です。24 時間無料でご利用いただけます。

電子申請サービスは、事前に「利用開始申込書」の提出が必要となります。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

当社の電子申請サービスは、専用ソフトのインストールが不要です。お使いのパソコンからブラウザソフトを使用して経営状況分析申請のほか、経営状況分析申請書、財務諸表の作成、経営状況分析点数シミュレーション等のアプリケーションを無料で利用することができます。

なお、送信していただいたファイルの確認を含む審査は、当社の営業時間内に行われます。

(書類内容についての照会等の対応)

当社に申請書類が到着し、申請書類の確認と分析手数料の入金確認をもって受付をいたします。

通常は、受付からおおむね2日以内に審査を完了します。

経営事項審査申請関係の予約日程等の都合がある場合は、あらかじめご相談ください。

申請受付後に審査の状況に応じて、税務申告決算書や勘定科目内訳書等の確認資料を追加で提出していただく場合があります。計算書類等の訂正が必要な場合には、ご対応いただく必要があります。

経営状況分析の審査において、国土交通省では経営状況分析の審査に関する基準及び審査方法について明確に定めており、すべての登録経営状況分析機関で同一に実施されています。公正な審査の実施に皆様のご理解とご協力をお願い致します。

(経営状況分析結果通知書)

経営状況分析が終了したときは、申請者に「経営状況分析結果通知書(原本)」2部を送付します。

「経営状況分析結果通知書(原本)」の1部は、経営規模等評価申請及び総合評定値請求に使用します。

経営状況分析結果通知書の紛失等による再発行は、別途手数料がかかる場合があります。

## 再審査について

経営状況分析結果の通知後に記載内容の誤りや財務諸表等の訂正が生じた場合は、そのままでは経営事項審査を受けることができませんので、当社までご連絡ください。

再審査の申請は、再審査申請書に必要な事項を記入し、訂正した計算書類とともに既に送付した結果通知書原本の返送してください。当社で分析結果を通知したものについて、同一審査基準日にかかる再審査の分析手数料は無料です。再審査の場合であっても通常の審査と同様に、確認資料等の追加提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 特殊事例等の事前のご相談

合併、営業譲渡、会社分割等の経審を受ける場合は、許可行政庁へ事前にご相談ください。

経営状況分析申請に関する事前のご相談は無料で行っていますので、お気軽にご相談ください。

## 経営状況分析の申請に必要な提出書類一覧

	書類名	備考
①	経営状況分析申請書 (建設業法施行規則別記様式第 25 号の 11)	<u>申請者、代理人の押印は不要です。</u> 代理人による申請の場合、申請者と氏名を併記してください。
②	建設業許可通知書の写し または 建設業許可証明書の写し	代表者、住所等の変更がある場合、変更届の写しもあわせて提出してください。
③	審査基準日直前 1 年の財務諸表 <b>(単独決算法人)</b> 建設業法施行規則別記様式第 15 号～17 号の 2 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、 株主資本等変動計算書 注記表  <b>(有価証券報告書を提出する連結決算法人)</b> 有価証券報告書の連結財務諸表 連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書 連結キャッシュフロー計算書 連結注記表(事業の種類別セグメント情報を含む)  <b>(個人)</b> 建設業法施行規則別記様式第 18 号～19 号 貸借対照表、損益計算書	(建設業法施行規則第 19 条の 4 に規定する書類) 財務諸表は、「消費税抜き」で作成したもの。 ただし、消費税免税事業者の場合は税込で作成してください。金額は千円単位の表示で千円未満の端数は切り捨て、切り上げ、四捨五入のいずれかで統一してください。  会社法第二条第六号に規定する大会社であって有価証券報告書提出会社(金融商品取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社)  (決算期変更により 12 ヶ月に満たない決算の場合) 省令様式の財務諸表のほか、換算表(P.11 を参照)を提出してください。
④	兼業事業売上原価報告書 (様式第 25 号の 12)	損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合には提出してください。押印は不要です。
⑤	<b>(単独決算法人)</b> 税務申告書別表 16 関係 <b>(個人)</b> 青色申告書一式の写し または収支内訳書一式の写し	経営状況分析申請書記載の「当期減価償却実施額」を確認できるものを含めてください。 連結決算法人の場合は、提出は不要です。
⑥	郵便振替払込票または 申請手数料振込票、レシート等控えのコピー	振込票、レシート、オンラインバンキングの振込明細のコピーを同封してください。
⑦	委任状の写し	代理人による申請のお客様は、提出してください。

※当社ではじめて経営状況分析を受ける方は、③、④、⑤について、前期(前審査対象事業年度)分及び前々期(前々審査対象事業年度)分もあわせて提出してください。

※上記書類のほか、分析に必要な資料の提出をお願いする場合があります。

## 経営状況分析申請書の記載要領

- 1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第 19 条 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 2 太枠（備考欄）の枠内には記入しないこと。
- 3 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記入すること。
- 4 「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣 知事」及び「般 特」は、不要のものを消すこと。
- 5 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事」コードは、申請時に許可を受けている行政庁について別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入すること。
- 8 「審査対象事業年度」の欄の「至令和 年 月 日」は審査基準日等を、「自令和 年 月 日」は審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表の例により記入すること。また、「処理の区分」の①は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

### 処理の区分①へ記載するコード

コード	処 理 の 種 類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自令和2年1月1日～至令和2年12月31日
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自令和2年10月1日～至令和3年3月31日
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき 自令和2年10月1日～至令和2年10月1日

また「処理の区分」の②は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入する。

- 9 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自令和 年 月 日」に記入した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記載すること。
- 10 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自令和 年 月 日」に記入した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記載すること。
- 11 「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入する。
- 12 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「2」を、そうでない場合は「1」を記入すること。
- 13 「11 商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、株式会社等法人の種類を表す文字についてフリガナは記入しない。
- 14 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて記入すること。

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 15 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記入すること。
- 16 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記入すること。
- 17 「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、記入すること。
- 18 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、記入すること。
- 19 「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「1」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額(未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。)を記入すること。「2」と記入した者は、記入を要しない。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「0」を記入すること。
- 20 「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記入すること。ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記入を省略することができる。
- 21 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表（１）大臣・知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（２）処理の区分②へ記載するコード

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営状態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通省の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通省の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式のすべてを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

## 兼業事業売上原価報告書 記入例

### ① 建設資材の製造及び販売

兼業事業売上原価	千円	
期首商品(製品)たな卸高	15,000	①…前期からの製品及び商品の繰越高
当期商品仕入高	35,000	②
当期製品製造原価	198,000	③
合計	<u>248,000</u>	④…①+②+③
期末商品(製品)たな卸高	△ 20,000	⑤…当期末の製品及び商品の繰越高
兼業事業売上原価	<u>228,000</u>	…④-⑤損益計算書の兼業事業売上原価と一致する
(当期製品製造原価の内訳)		…③の内訳額を以下に記入する
材料費	100,000	⑥…製造に要した材料費
労務費	32,000	⑦…製造に係る人件費のうち原価に該当するもの
経費	68,000	⑧…製造に要した材料費、労務費以外の原価
(うち外注加工費)	( 0)	
小計(当期総製造費用)	200,000	⑨…⑥+⑦+⑧
期首仕掛品たな卸高	11,000	⑩…前期からの半製品の繰越高
計	<u>211,000</u>	⑪…⑨+⑩
期末仕掛品たな卸高	△ 13,000	⑫…当期末の半製品の繰越高
当期製品製造原価	<u>198,000</u>	…⑪-⑫ (③と一致する)

### ② 設計、調査、監理業務

兼業事業売上原価	千円	
期首商品(製品)たな卸高		
当期商品仕入高		
当期製品製造原価	9,000	①
合計	<u>9,000</u>	②
期末商品(製品)たな卸高	△	
兼業事業売上原価	<u>9,000</u>	…損益計算書の兼業事業売上原価と一致する
(当期製品製造原価の内訳)		…①の内訳額を以下に記入する
材料費		
労務費	1,500	③…事業に係る人件費のうち原価に該当するもの
経費	7,500	④…材料費、労務費以外の原価
(うち外注加工費)	( 6,200)	⑤…経費のうちの外注費
小計(当期総製造費用)	9,000	⑥…③+④
期首仕掛品たな卸高		
計	<u>9,000</u>	⑦
期末仕掛品たな卸高	△	
当期製品製造原価	<u>9,000</u>	…①と一致する

③ 賃貸業（不動産、建設機械、車両その他）

兼業事業売上原価	千円	
期首商品(製品)たな卸高		
当期商品仕入高		
当期製品製造原価	6,000	①
合計	<u>6,000</u>	②
期末商品(製品)たな卸高	△	
兼業事業売上原価	<u>6,000</u>	…損益計算書の兼業事業売上原価と一致する
(当期製品製造原価の内訳)		…①の内訳額を以下に記入する
材料費		
労務費		
経費	6,000	③…賃貸物件の減価償却費、修繕費、補修費その他賃貸に
(うち外注加工費)	( )	関する原価
小計(当期総製造費用)	6,000	④
期首仕掛品たな卸高		
計	<u>6,000</u>	⑤
期末仕掛品たな卸高	△	
当期製品製造原価	<u>6,000</u>	…①と一致する

④ 除雪

兼業事業売上原価	千円	
期首商品(製品)たな卸高		
当期商品仕入高		
当期製品製造原価	1,200	①
合計	<u>1,200</u>	②
期末商品(製品)たな卸高	△	
兼業事業売上原価	<u>1,200</u>	…損益計算書の兼業事業売上原価と一致する
(当期製品製造原価の内訳)		…①の内訳額を以下に記入する
材料費		
労務費	350	③…除雪に係る人件費のうち原価に該当するもの
経費	850	④…材料費、労務費以外の原価
(うち外注加工費)	( 150)	⑤…経費のうちの外注費
小計(当期総製造費用)	1,200	⑥…③+④
期首仕掛品たな卸高		
計	<u>1,200</u>	⑦
期末仕掛品たな卸高	△	
当期製品製造原価	<u>1,200</u>	…①と一致する

## 財務諸表（損益計算書）の換算について

\*換算表は当社ホームページからエクセル形式のテンプレートをダウンロードできます。

換算とは、決算期の変更等により当期の財務諸表が12ヶ月未満である場合に、12ヶ月未満の完成工事高等の科目を前期決算の数値を用いて12ヶ月分に計算することをいいます。

- (1) 会社設立後12ヶ月に満たない場合を除き、半期(6ヶ月)(経営状況分析申請書の「処理の区分①」が01)及び決算期変更等で当期決算が12ヶ月に満たない(「処理の区分①」が02)場合は、財務諸表の損益計算書は、当期決算数値と前期数値等と合算して12か月分になるように作成します。

経営状況分析には、**換算前の財務諸表と換算表\***を提出してください。

換算表は様式を定めているものではありません。12ヶ月換算数値として提出いただける資料であれば分析に差し支えありません。

- (2) 財務諸表を換算する場合は、経営状況分析申請書に記載する「当期減価償却実施額」もあわせて12ヶ月分になるよう換算してください。

- (3) 換算した金額数値は、四捨五入して千円単位で表示してください。

換算方法： 損益計算書、完成工事原価報告書、兼業事業売上原価報告書、の各科目および減価償却実施額について、下記のように前期から12ヶ月に足りない月数分を合算して求めます。

(例) 3月決算から9月決算に変更した場合

	(前期事業年度)	(審査対象事業年度)
決算期：	R4.4/1 ~ R5.3/31	R5.4/1 ~ R5.9/30
決算期に含まれる月数：	12ヶ月	6ヶ月

計算式： 12ヶ月換算額 = 前期の科目数値 × (12-6) / 12 + 審査対象事業年度の科目数値

(小数点以下は四捨五入)

12ヶ月とした事業年度の期間を記入します

処理の区分①へ02と記載します

経営状況分析申請書の記載：(例)

・「審査対象事業年度」	期間	自令和4年10月1日～至令和5年9月30日	処理の区分①	<u>02</u>	②	___
・「審査対象事業年度の 前審査対象事業年度」	期間	自令和4年4月1日～至令和5年3月31日	処理の区分①	<u>00</u>	②	___
・「審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度」	期間	自令和3年4月1日～至令和4年3月31日	処理の区分①	<u>00</u>	②	___

## 経営状況分析業務委託約款

### (約款の適用)

第1条 株式会社北海道経営情報センター(以下、「当社」といいます。)は、この経営状況分析業務委託約款を建設業法(昭和24年5月24日法律第百号)、建設業法施行規則(昭和24年7月28日建設省令第十四号)、及びそれらの関連各法令並びに本約款及び建設業法施行規則第19条の2の公示事項に基づくものとして定めます。これにより、当社は申請者に対し、建設業法第二十七条の二十三第2項第1号に定める経営状況分析の業務(以下、本業務といいます。)を実施します。

### (契約の成立)

第2条 申請者は、当社の定める経営状況分析申請書及び添付書類(以下「申請書等」といいます。)を提出して本契約の申込みを行うこととします。当社は、申請書等の受領した日をもって本契約が成立することとします。

2 申請者は、申請に先立って、当社の定める方法により次の手数料(以下本約款において「分析手数料」といいます。)を支払うこととします。分析手数料は、13,500円(消費税込)とします。

### (申請不受理通知)

第3条 当社は、申請書等を受領した場合であっても、受理できない事由がある場合には受領後7営業日以内に申請者に対し、受理できない旨通知し(以下「申請不受理通知」といいます。)、受領した申請書等を返還する場合があります。

2 当社が申請者に対し発した申請不受理通知が、申請者に到達することなく返送された場合は、宛先表記の誤記等の場合を除き、同通知を発信したときに申請者に対する申請不受理通知がなされたものとみなし、本契約は成立しないこととします。

### (報告又は資料の提出)

第4条 申請者は当社に対し、建設業法第27条の24第4項に基づき、本業務を行う為に必要な情報を提供することとします。

2 前項により、当社は申請者に対し、当社の裁量において適当な報告又は資料の提出を求めることができることとします。

### (変更事項の通知)

第5条 申請者は、当社が経営状況分析結果を通知するまでに、次の場合当社に対し、書面をもってすみやかに通知することとします。

- 一 商業登記事項に変更があったとき。
- 二 申請書等の添付書類等に誤りがある場合。
- 三 審査対象年度及び分析処理区分の変更がある場合。
- 四 特定調停の申請申立ておよび、任意整理等裁判所の関与しない債務整理の手続きが開始されたとき。
- 五 第11条第2項第1号及び第2号の事由が発生したとき。

### (手数料の返還)

第6条 当社は、申請者から受領した分析手数料は返還しないこととします。

2 前項の規定によらず、次の場合には申請者に対し、一旦受領した分析手数料を返還します。その場合、返還の手数は申請者の負担とし、返還の手続きは当社が定めることとします。

- 一 申請者が、本契約成立前に申込を撤回したとき。
- 二 当社が、第3条により申請を不受理としたとき。
- 三 その他当社が、返還を相当と判断したとき。

### (守秘義務)

第7条 当社は、本業務で知り得た内容について守秘義務を負うこととします。

2 前項に関わらず、当社は法令に基づき登録分析機関として必要な報告、資料提供等を行うことができることとします。

### (経営状況分析結果通知書)

第8条 当社は、建設業法第27条の25に基づき、分析結果にかかる数値を経営状況分析結果通知書として通知することにより本業

務を完了します。

2 当社は、本契約成立後、21日以内に前項の通知をすることとします。

3 当社が、特別の事情により前項に定める期間を延長する場合は、あらかじめ申請者に通知することとしますが、その場合の本業務の遅延について当社は責任を負わないこととします。

4 経営状況分析結果通知書の郵便等による送付の場合において、郵便不到達に関する責任を当社は負わないこととします。

(損害賠償責任と免責)

第9条 当社は、相当な注意をもって本業務を行っていたにもかかわらず、やむを得ない理由により申請者に対し生じた損害について、以下の場合は免責されることとします。

- 一 地震、水害その他天災、テロ、戦争、暴動及びこれら類似の事由による場合。
- 二 電子計算機の構造、プログラム等の不具合に起因する場合。
- 三 第三者による当社の関知し得ない事由による場合。

2 当社が損害賠償責任を負う場合、その賠償金額は当該契約成立時の分析手数料額の2倍を限度とします。

(申請者の契約の解除)

第10条 申請者が、本契約を解除する場合は、書面をもって行うこととします。ただし、当社は受領済みの分析手数料を返還しないこととします。

(当社の契約の解除)

第11条 当社は、次の場合には一定の期間を定めた催告をした上で、その期限までに当該事項が是正されない場合、本契約を解除する場合があります。その場合は書面により通知することとします。

- 一 申請者が、当社の第4条第2項に基づく要求に応じないとき。
- 二 申請者が、本契約の条項に違反したとき。
- 三 その他当社が、申請者の責に帰すべき事由により本契約の維持が困難であると判断するとき。

2 次の場合には、当社は何らの催告もなく即時に本契約を解除することができることとします。

- 一 申請者が、破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算の手続き申立てを受け、または申立てをしたとき。
- 二 前号のほか、申請者が債務整理に関する裁判所の関与する手続きの申立てを行う場合や、申立てを受けることにより、支払いを停止したと認められるときや営業の廃止を行う場合。

3 前2項の解除による場合、当社は、申請者から受領済みの分析手数料は返還しないこととします。

(受領物品)

第12条 当社は、申請者からの受領物品を返還することなく裁量により適宜処分することとします。

2 契約の解除による場合は、解除の効力が生じた日から30日以内に限り、申請者からの請求により当社は、受領物品を返還することができるものとします。この場合の返還に要する費用は申請者の負担とします。

(信義則)

第13条 本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈等についての疑義を生じた場合は、申請者及び当社は、誠意をもって協議のうえ信義に則して解決するものとします。

(合意管轄裁判所)

第14条 本契約に関して紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則:本約款は令和5年4月1日より適用する。なお、当社が従前の分析手数料を適用する場合があります。

以上